

利用規約

製品名 : AAD Monitor

本製品のインストール、使用等をする前に、この契約を必ずお読みください。一旦お客様が本製品のインストール又は使用等を行った場合、お客様はこの契約に同意したものとみなされます。

オージー技研株式会社（以下「弊社」といいます。）は、お客様に対し、事前にこの契約（以下「本契約」といいます）に同意することを条件として、本契約に規定する範囲で本製品の使用等を承諾します。

記

第1条 定義

(1) 「本製品」とは、本契約書とともにインストールされるソフトウェア「AAD Monitor（バージョンアップ、リビジョンアップ等を含みます。）」をいいます。

(2) 「許諾者」とは、弊社以外で本製品の一部に係る著作権を有する者がある場合、その者をいいます。

第2条 著作権等

本製品は、弊社が著作権または再使用許諾権を有するものです。本製品の提供や使用の許諾は、本製品に関する著作権、特許権、商標権等いかなる知的財産権をもお客様に対して移転するものではありません。

第3条 使用許諾

お客様は、次の行為を行うことができます。

(1) お客様自身が本製品を使用するのに必要な限度において、日本国内において本製品をお客様が保有するタブレット端末等にインストールすること

第4条 禁止事項

お客様は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 本製品のリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等
- (2) 本製品の複製（第3条（1）に定める行為を除きます。）
- (3) 本製品を第三者に譲渡、貸与、提供等すること
- (4) 本製品を第三者の電子機器にインストールすること

- (5) 本製品を第三者に使用させること
- (6) 本製品のオブジェクト・コードやマニュアル等を第三者に開示等すること
- (7) その他弊社や許諾者等の権利を侵害すること

第5条 (違反等の措置)

お客様は、お客様が本契約に違反し、又は弊社の権利を侵害していると弊社が認めた場合、弊社の指示に従い、直ちに次のことを行うものとします。

- (1) 違反、侵害状況の調査、確認及び報告
- (2) 本製品の使用中止
- (3) 本製品のアンインストール
- (4) その他違反行為、侵害行為の是正

第6条 差止命令

第12条第2項の規定にかかわらず、弊社は、お客様が本契約その他弊社とお客様との間の合意に違反し、又は弊社の権利を侵害した場合、いかなる裁判所においても弊社が必要と認める措置を請求することができるものとします。このとき、弊社は、保証金等いかなる担保も供さなくてよいものとします。

第7条 責任の制限

弊本製品に起因する二次的損害、機会損失、これらに限定されない一切の損失、損害（直接損害であるか間接損害であるかを問わない）に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

2. 弊社は、本製品が第三者の知的財産権およびその他の権利を侵害していない事を保証せず、お客様その他の第三者が本製品に関連して直接的または間接的に被ったいかなる損害についても責任を負いません。

第8条 情報の管理

1. 弊社は、お客様が本製品に入力、登録した情報（個人情報も含まれます）につき、第三者への漏えいその他の事故が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

2. お客様がお客様自身以外の第三者に関する情報を本製品に入力、登録する場合、お客様ご自身の責任において、当該第三者に対し本製品および本契約の内容を十分説明のうえ、同意を取得してください。

第9条 契約等の優劣

本製品に関して弊社とお客様との間に別途、書面にて本契約と異なる合意がある場合は、当該合意が本契約に優先するものとします。

2. 本製品にオープン・ソース・ソフトウェアが含まれる場合であって、本契約その他の弊社とお客様との間の合意が当該オープン・ソース・ソフトウェアのライセンスに抵触するときは、当該オープン・ソース・ソフトウェアに関する限りにおいて、当該ライセンスが優先するものとします。

第10条 契約解除

お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は催告を要することなくお客様に通知することにより、本契約を解除できるものとします。このとき、お客様は遅滞なく、第5条第2号及び第3号に規定する措置を行うものとします。

第11条 準拠法、裁判管轄

本契約の準拠法は、抵触法の適用をすることなく、日本法とします。

2. 本契約から又は本契約に関連して、弊社とお客様との間に生ずることがある全ての訴訟は、岡山地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とするものとします。

第12条 一般条項

本製品のオブジェクト・コードには、米国輸出管理規則が適用される米国原産品が含まれることがあります。お客様は、本製品の輸出等を行おうとする場合、日本国、米国等の輸出管理法令を遵守しなければなりません。

2. お客様は、本契約に定めるお客様の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供することができません。

3. 本契約に基づくお客様の債務又は義務の履行を弊社が要求しなかった場合も、それ以降に弊社が当該履行を要求する権利には一切影響を与えないものとします。

4. 本契約のいずれかの規定が適用法令に基づき無効である場合も、本契約はその範囲に限り削除されたものとみなし、残る条項は有効に存続するものとします。

5. 本契約は日本語で締結されます。本契約の日本語版と訳文との間に矛盾がある場合には、日本語版が優先します。